

2. 郡上踊にみる歴史的風致

郡上踊は、毎年7月上旬から9月上旬にかけて延べ30夜開催されている、近世から継承されてきた盆踊で、郡上八幡市街地の各町内の祭祀や由緒等に由来があり、それぞれ日程と踊会場が決められている【2-2-1】。中でも由来を大切にしている「七大縁日」と呼ばれる縁日踊は、7月16日八坂神社天王祭、8月1日大乘寺三十番神祭、8月7日洞泉寺弁天七夕祭、8月14～16日盂蘭盆会、8月24日の榊形地蔵祭である。また、徹夜で踊り明かす盂蘭盆会は現在は8月13～16日の4日間で、特に盛況を極めている。

伝承曲は、「古調かわさき」「かわさき」（大正時代に「古調かわさき」をもとに改変して振り付けられたもの）「三百（さんびやく）」「春駒（はるこま）」「猫の子」「さわぎ」「甚句（じんく）」「げんげんばらばら」「ヤッチク」「まつさか」の10曲である。平成8年12月20日に民俗芸能のうち（二）芸能の変遷の過程を示すもの、（三）地域的特色を示すものとして、重要無形民俗文化財に指定された。音頭取りと囃子方が踊屋台に上がり、踊屋台の周囲を踊り手が輪を作って踊る「輪踊り」である【2-2-2】。郡上踊の形態は近代を通して変化してきたが、昭和30年頃には現在とほぼ同じ形態となったと考えられる。

郡上踊が繰り広げられる郡上八幡市街地は、近世初期に整備された城下町で、町割や地割が継承され、町家群が密集して建ち並んでおり、市街地の一部は、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区で、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。現在は、郡上おどり保存会、郡上市商工観光部観光課、郡上八幡観光協会、自治会、商工会、関係団体等が構成する郡上おどり運営委員会が、夏の30夜を運営している。

2-2-1 平成25年度 郡上踊日程表 下線：七大縁日

月	日	曜日	会場	縁日踊の名称
7	13	土	旧庁舎記念館前	踊発祥祭
	16	火	上殿町	八坂神社天王祭
	20	土	旧庁舎記念館前	下柳町神農薬師祭
	21	日	旧庁舎記念館前	常盤電気地蔵祭
	26	金	旧庁舎記念館前	犬啼水神祭
	27	土	積翠園前	毛付市 赤髭作兵衛慰霊祭
	28	日	城山公園	毛付市 岸剣神社川祭 ・凌霜隊慰霊祭
30	火	川原町	慈恩禅寺弁天祭 ・乙姫水神祭	
8	1	木	本町	大乘寺三十番神祭
	2	金	城山公園	山内一豊夫人 千代の夕べ
	3	土	下殿町	およし祭
	4	日	大手町	城山地蔵祭
	5	月	積翠園前	宝曆義民祭
	7	水	本町	洞泉寺弁天七夕祭
	8	木	郡上八幡駅前	越美南線開通記念祭 ・郡上市人権の夕べ
	9	金	今町	秋葉祭
	10	土	新栄町	恵比須祭
	11	日	下日吉町	秋葉祭 ・嵐瑠璃之丞慰霊祭
	13	火	新町～橋本町	盂蘭盆会
	14	水	新町～橋本町	盂蘭盆会
	15	木	橋本町～新町	盂蘭盆会
	16	金	本町	盂蘭盆会
18	日	下愛宕町	十八観音祭	
19	月	立町	日吉神社祖霊祭	
20	火	本町	宗祇水神祭	
24	土	上榊形町	榊形地蔵祭	
25	日	八幡神社	小野天神祭	
31	土	新町	商工祭 (おどり変装コンクール)	
9	1	日	新町	女性の夕べ
	7	土	新町～今町	踊納め



2-2-2 郡上踊 発祥祭

旧八幡町役場庁舎（昭和10年建築 登録有形文化財）の前で、切子を吊るし、踊屋台を中心とした輪踊の様子。

郡上踊の発祥や由来は諸説あり、定かではない。在郷の神社・寺院の祭礼、真宗の念仏踊り、風流踊り、伊勢踊り、盆踊り、各地の民謡等が習合して今日の郡上踊の原型となったものと思われる。

享保13年(1728)から飛騨国代官であった長谷川忠崇が著した『濃州志』巻第七踏歌に、「転木磨歌(するまうた)」として「本土ノ民家於イテ初オヒク暮也其時ウタフ歌也、郡上ノ八幡出テ来ルトキハ雨ハ降ラネトミノ恋シ(按スルニ濃州郡上ニ八幡町アリ飛州ノ隣国タリ)」と、今日の郡上踊にみられる歌詞につながる歌がみられる。

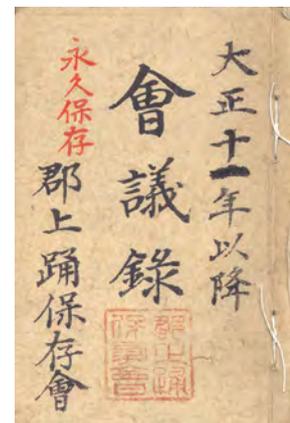
天保13年(1842)「御回状留帳」では、町人に対する盆中の踊に関する規制の記述が見られる。7月に「盆中寺社境内其外ニ而踊候節、男女子供ニ至迄」とあり、かぶり物、異風姿で踊る者、風俗を乱すものへの取り締まりと、踊見物に来た者でも同様に吟味し咎を申付けるとの記述がある。また、武士階級への規制の記述もある。藩の財政が困難となり、諸制を改革するため公布された文久2年(1862)「諸制改革」では、「盆中踊場所へ御家中末々迄妻子並召仕等罷越候義ハ兼テ御法度之義ニ付堅相心得罷越間敷候 己後年々觸之義ハ相止候間間違無之可被相心得候事」とあり、家中の妻子や家人にも盆に踊りにいかぬよう禁じていた。この時期に活発に盆踊が行われ、町人だけでなく、武士階級も踊りに加わっていたことが推測できる。

幕末には北町の名主が所有していた慶応4年(1868)「留帳」では、盆踊の記述として7月17日「向町裏盆踊り御座候」、7月19日「今日夜宮裏盆踊り御座候」とあり、盆踊の存在がみとれる。

江戸時代から踊られていた盆踊は、近代を迎えると、明治7年6月岐阜県布達第119号で禁止された。「旧来村町ニ於テ盆踊ト唱へ老幼男女群集不行体ノ所業ヲナシ以ノ外ノ悪習ニ付自今一切不相成トス」とあり、旧来からの盆踊は悪習のため禁止された。『郡上郡史』によると、明治7年の盆踊を禁ずる布達以降、翌年、禁止令は解かれたが、制約を受けていた中で、七大縁日は毎年の恒例として行っていた。

大正期になると郡上踊復活の機運が高まってくる。大正3年に郡役所が殿町に開設された記念に長唄「花のみよし野」が発表された。「花のみのし野」は発表後、公の催事で唄い継がれてきたという。踊りは変容しながら、後に「かわさき」となり、また、歌詞は「まつさか」の郡上名所案内として今も唄われている。

郡上踊の歴史の中で、近代の郡上踊保存会の存在は、現在の郡上踊の礎を築いたものとしてたいへん意義が深い。郡上踊保存会の設立の背景からみると、「大正十一年以降 會議録 郡上踊保存會」【2-2-3】によれば、大正7年に踊が多種多様となったことと、風紀上の問題から警察署により干渉があった。地元有志が保存に乗り出したが、大正8年北町の大火もあり、3年間は差し控えた。北町の復興が進む中、大正11年、郡上踊の継承と発展を目的として郡上踊保存会を組織し、同12年7月警察署長と交渉を重ね、承認を得た。会長は坪井房次郎、副会長は鷺見甚造、顧問は郡長、署長、



2-2-3 郡上踊保存会 會議録

町長であった。昭和7年7月8日幹部会では「町当局へ郡上踊移管ニ関スル建白ノ件」が採択され、同年8月28日臨時役員会にて、「保存会町移管ニ付キ現役役員ノ組織変更ニ関スル件」が議案に挙げられており、郡上踊保存会は八幡町に移管された。保存会では踊場の追加や日程の増加、ポスター作成、踊場所の装飾、踊浴衣の制作などを協議している。

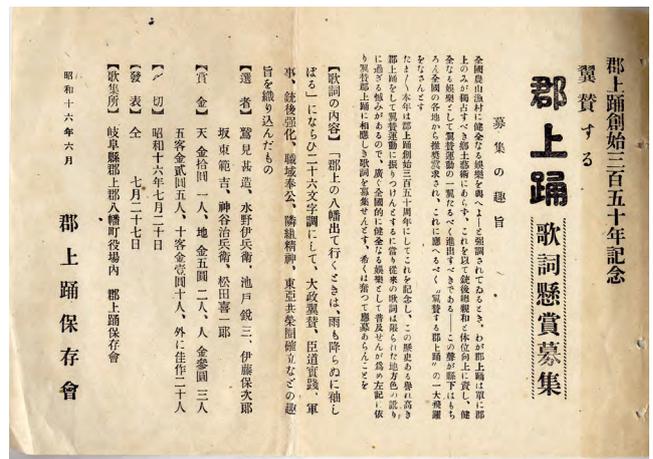
昭和戦前期の活動をみると、昭和4年(1929)、郡上踊保存会が東京松坂屋で公演したことを皮切りに、同5年には名古屋放送局主催の民謡踊大会に出演するなど、全国への普及も始まった。戦時中では、昭和18年に郡上踊保存会長より盆踊の挙行届が警察署に提出され、踊り期間は8月14日～16日、夜11時迄、場所は橋本町と本町としている。同19年には15日、20日、25日であった。昭和20年度の事業報告をみると、8月15日は「終戦ノ玉音放送ノ為盆踊休止」とあり、8月17日役員会を開催して盆踊の協議を行い、8月19日、20日、21日の三日間に橋本町と本町で開催したとある。戦時中の盆踊についての「座談会郡上踊 1975年7月6日」(『郷土文化誌 郡上』所収)では、終戦の年の8月15日にも踊ったとも述べられている。また、終戦の翌年である昭和21年には7月15日～9月15日までの22夜が踊られた。

郡上踊保存会の活動の中から曲や歌詞にまつわる取組をみると、「大正十四年度以降 保存会活動史」によれば、宣伝ビラの全文に踊は「川崎、三百、猫の子、ヤツク、松坂、甚句、サワギ」の7種に限定し、ワイセツな歌詞を禁止し、風俗を乱さぬように注意喚起している記録がある。昭和11年には「げんげんばらばら」と「さば」の2種を追加している。昭和15年、同16年には新しい歌詞を募集し、新作郡上節の発表している【2-2-4】。昭和24年には「さば」

を「春駒」に曲名を改称している。昭和30年にも八幡町合併を記念して歌詞を募集している。

郡上踊はその後、昭和30年には「かわさき」を除く9曲が八幡町指定文化財となり、昭和33年岐阜県指定文化財、昭和48年に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、平成8年に10種が重要無形民俗文化財に指定された。

次に郡上踊の踊屋台についてみると、現在は踊屋台の上に唄を歌う音頭取りと、鳴り物を演奏する囃子方が座している。踊屋台は、大正14年に造られたが、昭和に入り紛失したという。踊屋台は、その後、昭和22年、同28年、同48年に新調されており、現在の踊屋台は移動用に土台下部に車輪が付けられ、マイクやスピーカーを内臓している。



2-2-4 昭和16年 郡上踊 歌詞募集チラシ



2-2-5 昭和初期 柳町 神農薬師前

現在で踊屋台に座している囃子方の、昭和初期の様子をみると、囃子方は輪の中心におらず【2-2-5】、昭和6年5月21日、東久邇宮殿下が徴兵署視察のため八幡町に来町した際、郡上踊を愛宕公園にて披露した際の予行練習では、太鼓と三味線と唄い手が輪の中心にいる【2-2-6】。昭和10年11月15日～21日に名古屋松坂屋で開催された「中部六県酒類品評会余興」では、太鼓1人、三味線2人、笛1人とあり、昭和10年頃には、囃子方が整備されたと考えられる。現在は、音頭取りは5～10人程度、大太鼓・小太鼓が各1台、笛は1本、三味線は3丁で演奏されている【2-2-7】。曲目によって鳴り物なしで、語り物口説きの音頭で踊られるものもある【2-2-8】。

囃子方の変遷に続いて、踊り手の形態をみてみると、昭和初期には輪踊の中心に屋台は見られないが、踊屋台を踊り手が輪をつくり、囲む輪踊なので、進む進行方向は輪の接線方向、正面を向いて踊る時は、輪の接線方向に垂直の向きになるので、輪の向正面と対面する。踊屋台を中心に、広場では幾重にも輪を重ねるが、通りで行われる場合は、通りの幅員により、2～3重で限界がある。そのため、輪の長さで対応している。踊り手が多い場合は、輪が伸びていく。踊の輪は屋台の置かれた場所により、2方向から最大で4方向となる【2-2-9】。

徹夜踊で踊り手が多く、輪が広範囲に広がる場所では、通りにもスピーカーが設置されている。

踊り手の仕度は思い思いで、主に下駄ばきである。語り物口説きの音頭で踊られるものあり、甚句で踊られるものあり、また、きびきびとした手振りで速いテンポで踊るものもあれば、ゆっくりとしたリズムのものもあり、概して下駄を踏みならず点に特徴がある。更に音頭に対して踊り手が返し歌をしたり、囃子言葉で応じたりする等して、全体として多様性に富んだ内容豊富な盆踊である。



2-2-6 昭和6年
東久邇宮 郡上踊台覧予行演習 於 愛宕公園



2-2-7 踊屋台の音頭取りと囃子方

2-2-8 曲目と囃子方の鳴り物、踊の進行方向

曲目	鳴り物	進行方向
古調かわさき	なし	反時計回り
かわさき	太鼓、笛、三味線	時計回り
春駒	太鼓、笛、三味線	時計回り
三百踊	太鼓、笛、三味線	時計回り
やっちく	太鼓	時計回り
げんげんばらばら	太鼓	反時計回り
さわぎ	なし	時計回り
猫の子	なし	時計回り
甚句	なし	時計回り
まつさか	なし(拍子木)	時計回り



2-2-9 昭和期 新町・橋本町

郡上踊の運営を整えてきた保存会の活動のみてみると、踊の日程や、踊場所の追加については、昭和4年の越美南線郡上八幡駅開設に伴い、同5年には駅での踊を創設している。昭和5年7月12日幹事会の記録の協議事項の中に、「八幡駅開設ヲ永久ニ記念スルタメ駅踊ヲ創設方相生村中野有志ヨリ池田幹事長迄申込アリタリト報告、協議ノ上同駅ノ開通ハ昨年暮八日ナリシニ因ミ八月八日ニ今後毎年開クコトニ決定」とあり、現在も8月8日に踊られている。また、昭和8年には、毛付市を縁日踊に、およし祭を踊の日程に加えている。

大正12年は12夜、昭和9年は16夜、同22年は18夜、同27年は26夜、町指定文化財となった昭和30年は30夜、同36年は踊発祥祭からはじまる32夜、同37年は26夜、昭和51年は31夜となっている。

曲や歌詞、囃子方や踊の形態を整え、郡上踊の日程や踊場所まで、郡上踊全般に保存会は取り組んできたが、郡上踊の普及啓発にも取り組んでいる。「変装踊りコンクール」と聞くと、無形民俗文化財というより、観光要素が強く、近年のイベントのように感じるが、昭和8年7月14日保存会役員会の記録では、「懸賞変装協議会ノ件」として、8月14日、15日、16日の3日間夜12時より2時までを審査としており、変装を公募している【2-2-10】。近世の文書を見ると、かぶり物や異形の姿を禁止し、取り締まっていることから、郡上踊に参加するものの心理として、恰好を変えて踊りたい欲求があったのかもしれないが、風紀を乱すものとして取締の対象となっていた。近代に入って明治7年にも盆踊禁止の布達が出されていたが、大正期に発足した郡上踊保存会は、郡上踊を健全な盆踊として確立する中で、公式に「変装」を取り入れている。公式の「変装」は、「変装踊りコンクール」として固定した踊日程が設けられ、現在は継続して商工会主催で行われている【2-2-11】。

別の踊に関わる普及啓発として、昭和9年4月26日の記録によると「郡上踊免許証ヲ作ルコト」とあり、郡上踊の普及も積極的に考えられていたようである。昭和35年頃から観光客を対象として保存会員が審査を行い、免許状を交付している。現在の免許状は、踊日によって審査曲目が1つ決められており、保存会員は、輪の中の踊り手から選び、免許を当日に交付している【2-2-12】。



2-2-10 昭和初期 郡上踊変装懸賞募集チラシ



2-2-11 昭和50年代 変装踊



2-2-12 現在の踊免許状

また、郡上踊の普及啓発として小物の販売も行ってきた。郡上踊保存会では、昭和29年総会で「お城」「踊」「鮎」の団扇を1組80円で販売を計画している。現在は、ポスターと同絵柄の団扇を駐車場利用者などに配布している。手拭は、大正14年(1925)年度以降「保存会活動史」によると「予メノ順備トシテ郡上踊ト意匠ヲ附シタル手拭ヲ各希望者ニ頒布スベク田中屋呉服店ニ交渉シ前年度ノ残りモアリタルヲ以テ本年ハ三十反注文シ調整セシメタリ、而シテ手拭ハ十五日迄ニ全部売切レトナリタリ一枚代実費十五銭ニ提供ス」とあり、大正期から郡上踊に必須な小物であった。そして、これらは現代でも用いられている【2-2-13】。



2-2-13 現代の団扇、手ぬぐい

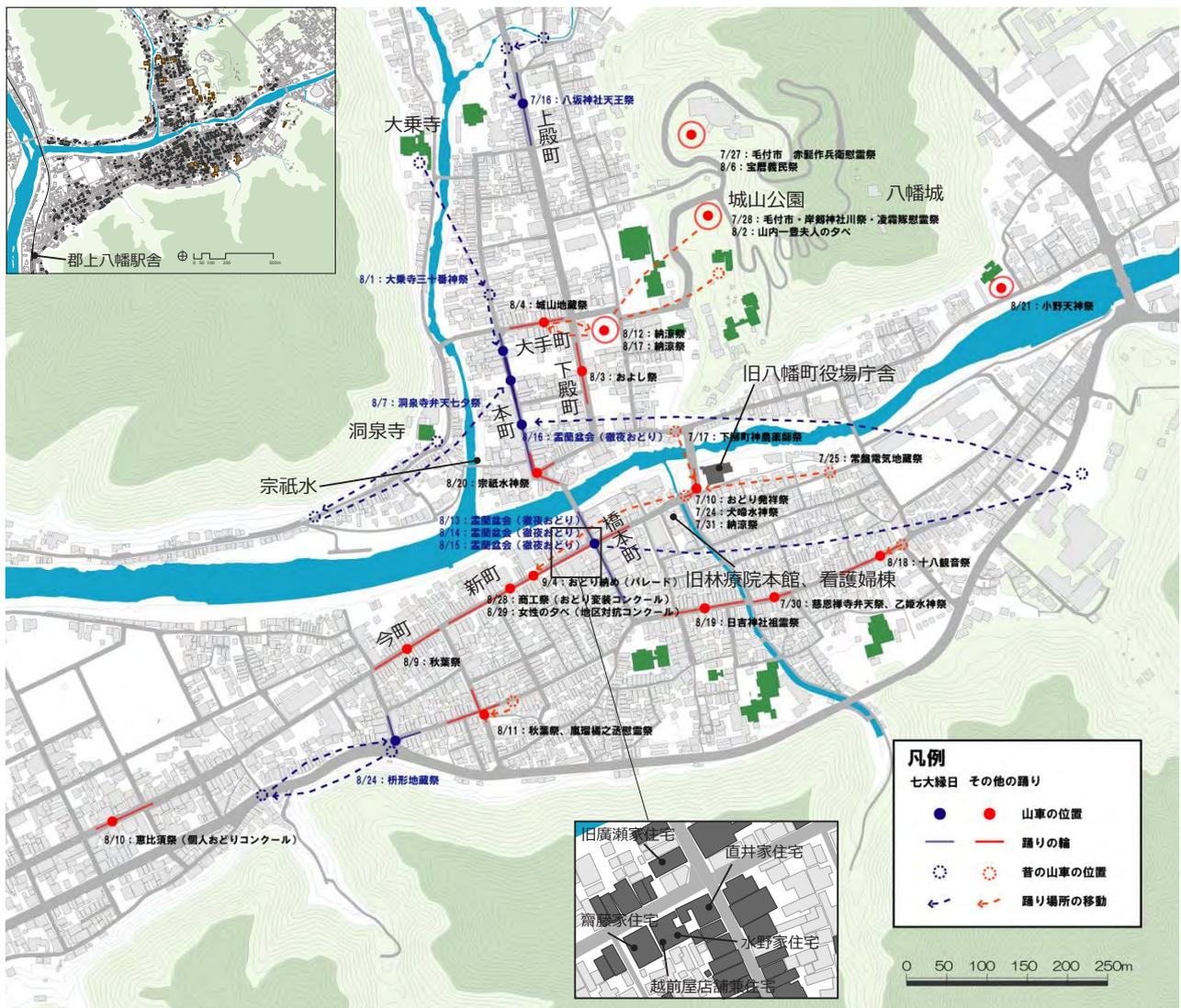
以上のように、郡上踊は保存会が設立した大正末期以降、時代に併せて変革しており、その概略を整理すると、盂蘭盆会を徹夜踊りとするのは大正14年以降で、囃子方に三味線、笛、太鼓が揃って記録で確認できるのは昭和10年、踊屋台が定着したのは昭和22年以降で、踊の種目が昭和11年には9種、昭和30年までには10種となっているため、昭和20年代半ばから30年までには、現在とほぼ同じ形態になったと考えられる。

現在の盂蘭盆会の流れをみると、盂蘭盆会の最中は、踊屋台は旧八幡町役場前に置かれ、夜7時には通りの真ん中まで曳かれていく。踊屋台の設営が終わると音響機器から郡上踊の曲が流される。設置された踊屋台の回りには徐々に人が集まり、開始を待ちきれない踊客は曲に合わせて輪を作って踊り始める。8時になると、郡上踊保存会が踊屋台に上がり、いよいよ徹夜踊りが始まる。鳴り物なしの古調かわさきで始まり、音頭取りや囃子方が3交代で務め、まつさか以外の9曲を演奏する。深夜も曲を変えながら踊りつづけ、明け方、空が白茶けてくると、最後に「まつさか」が踊られ、朝5時に「おはようございます」と朝の挨拶でこの日の徹夜踊りは終わる。

これまで、郡上踊の歴史や保存会活動をみてきたが、ここで、郡上踊が踊られる町並みについてみると、山と川に囲まれ、近世の城下町を継承し、近代化の過程でも建てられた町家群が、郡上踊が踊られる良好な市街地で行われている。

郡上踊が踊られる踊場は、社寺、祠、旧跡等に由来して踊場や日程が決められているため、それぞれの踊場で縁日の祭礼があり、その周辺で郡上踊が踊られる。現在では、幅員の広い通りや広場なども多用し、踊場の位置も変えながら、今日まで継承している。近年では旧庁舎記念館前や城下町プラザなど駐車場を利用したものもある【2-2-14】。

七大縁日における踊り場の移動については、八坂神社天王祭は、かつては八坂神社境内から惣門橋までの細い道を踊り場としていたが、その後、上殿町の通りに移動している。大乘寺三十番神祭は大乘寺境内（囃子方は山門鐘楼の上に座す）であったが、その後、鍛冶屋町、更に本町に移動している。洞泉寺弁天七夕祭は洞泉寺境内（囃子方は広縁）であったが、昭和20年代から延命地藏尊前の通りに移し、その後は本町の通りに移している。盂蘭盆会は橋本



2-2-14 郡上踊 踊場の移動

町と新町であったが、昭和10～12年に愛宕公園、次に安養寺境内、また町中に踊り場を移動している。地蔵盆は上栴形町の栴形地蔵堂前であったが、昭和20年代後半に一時、下尾崎町の延命地蔵様前で踊り、その後また現在地に戻している。このように、盂蘭盆会を除く各社の縁日はそれぞれの境内やお社の前で踊られていたが、その後、幅員の広い通りに移動している。こうした移動は、踊り場を受け持つ町内会の体力や、踊客増加による踊り面積の確保、安全性などが背景にあるものと思われる。

ここから、踊場の背景となっている歴史的建造物を見てみる。現在、郡上踊発祥祭や踊り納めは、登録有形文化財旧八幡町役場庁舎前で行われる【2-2-15】。旧八幡町役場は、北町の大火後、復興事業が落ち着いた後、昭和11年に建てられた近代洋風建築である。昭和28年には、「郡上踊発祥地」の記念石碑を役場前に建てている。石碑には、代表的な歌詞「郡上の八幡出てゆく時は 雨も降らぬに袖絞る」が刻まれている。そして、昭和36年(1961)の踊り日程をみると、踊発祥祭は役場前で行われている。

旧八幡町役場は、桁行13間半梁間12間、木造2階建棧瓦葺である。西側を正面とし、南側

にも出入口があり、吉田川に面した北側は、デッキに出られるようになっている。小屋組みは洋風トラスで、棟札が残っている。また、踊り発祥祭が行われる会場の南西側には、旧林療院本館と看護婦棟が面している【2-2-16】。旧林療院本館は明治37年に建てられ、木造2階建の擬洋風の外観で知られた医院で、玄関ポーチはイオニア式オーダーの円柱を立てる。軸組は伝統的な和風で仕上げるが、建物の隅や腰壁は石造風に見せるモルタル仕上げとし、上げ下げ窓の窓枠頂部に略式のペディメントを付けるなどの工夫が見られる。

一際目を引く洋風建築のほかは、踊会場の大半は町家が密集した町並みの道路に踊屋台を置いて踊られている。特に、郡上踊が最高潮に盛り上がる盂蘭盆会（徹夜踊り）が3日間踊られる橋本町・新町は、大正の大火にあっていないため、明治以前の建造物も多く残っている。新町及び橋本町は郡上八幡市街地の中では、敷地に奥行があり、大店の商家もあるため、主屋の間口も4間以上のものも多くあり、土蔵もみられる。更に橋本町は、明治以前の建造物が密集して残っており、突き当りに願蓮寺が配置されている。町並みとその奥に見える寺院の門は、歴史的風致を形成する建造物群として見ごたえがある場所である。踊り場が移動してきた経緯をふまえると、盂蘭盆会は最高の人出があり、これを受け入れられる町内としての力も必要とされるため、近世、近代から大店が建つ地区が有力候補となり、北町では本町、南町では新町・橋本町で、主に行われてきたようである。

なかでも、新町の橋本町との交差点を形成している一角には、登録有形文化財の直井家住宅主屋、同土蔵、水野家住宅主屋（明治期）、同主屋（大正期、昭和中期増築）、越前屋店舗兼住宅と、市重要文化財建造物齋藤家住宅主屋が並んでいる【2-2-17】。

齋藤家住宅は郡上八幡市街地の南町に位置し、新町商店街の通り沿いに北面する町屋敷である【2-2-18】。江戸中期に現可児市から移転し、歴代商人で金融を業務とした商家であり、明治中期から昭和の初期にかけて養蚕を行っていた。近年では、改修を加え、敷地内に美術館を



2-2-15 旧八幡町役場庁舎



2-2-16 旧林療院本館



2-2-17 新町の町並み



2-2-18 齋藤家住宅 全景

併設し、主屋1階の一部で、小物の販売と軽飲食ができる町家として公開している。

敷地は南北に長い短冊状の敷地で、通りに面して間口いっぱい主屋が建ち、東側には登録有形文化財建造物である越前屋店舗兼主屋が隣接し、西側は「やなか水のこみち」に面している。

主屋は、桁行10間梁間7間、木造2階建、切妻造平入、金属板瓦棒葺で、西側4間は江戸時代後期、東側3間は江戸時代末期の建築である。主屋の奥には、中庭を挟んで江戸時代後期の質物蔵（桁行4間梁間3間半、木造2階建切妻造平入、瓦葺）と道具蔵（桁行4間梁間2間、木造2階建、切妻造平入、瓦葺）、美術館、茶室が配されている。主屋は西側に通り土間とした1列4室型の西側4間と表側2室、小庭を挟んで奥に2室の座敷を設けた東側3間の2棟を内部でつないでいる。屋根の両袖に袖うだつが設けられており、表側は、1階、2階ともに出格子が設けられている。

次に、角地にある直井家は屋号を平野屋といい、当主は長治兵衛を名乗った。現当主で7代目であり、明治9年創業で4代続く薬局は平成17年まで営んでいた。現在は薬局部分を改修し、ギャラリーとして使用している。1階の通りに面した側は改修されているが、奥には座敷が設けられており、また2階は全面に出格子が設けられている。

直井家住宅主屋は、新町の北東角に建ち、桁行10間半梁間9間、木造2階建、通りに面した側が寄棟造、隣地側が切妻造、金属板瓦棒葺である。主屋のうち北側5間半は明治22年建築、南側3間半は昭和初期の増築である。主屋の西側には、桁行2間半、梁間3間半、棧瓦葺の明治初期に建てられた土蔵が新町側に北面して建つ。

踊屋台が置かれる四角のうち、3つの角地は建て替えられており、唯一、歴史的建造物が残っている重要な角地の建造物となっている【2-2-19、20】。

直井家の西隣の水野家は、屋号をおもだか屋といい、当主は代々伊兵衛を名乗った。薬屋を生業とし、明治期には町の有力者・実業家として製糸工場や水力発電合資会社の設立、経営、また、金融業にも携わっていた。現在、おもだか屋の屋号は同じ新町の別の水野家が引き継ぎ、東家では昭和28年頃から50年前後まで雑貨屋を営んでいた。現在は、郷土芸術家水野政雄氏の住宅である。

通りに北面して、東側に土蔵、西側に主屋が並ぶ。水野家住宅主屋は、桁行8間、梁間3間、



2-2-19 直井家住宅主屋、土蔵（新町側）



2-2-20 直井家住宅主屋（橋本町側）



2-2-21 水野家住宅主屋、土蔵

木造2階建、切妻造平入、金属板瓦棒葺である。西側を通り土間とした1列型で、1階は改修されているが、2階には出格子が良く残っている【2-2-21】。土蔵は明治期の建築で、桁行2間半、梁間2間、2階建、大屋根は切妻造金属板瓦棒葺、庇はむくりの付いた檜皮葺で、平側を通りに向けている。

水野家と齋藤家の間にある、屋号を越前屋という高橋家は、現当主で7代目である。かつては林業や金融業、蚕の集積・販売を営んでおり、店舗兼住宅では、明治期までは金物屋、現在は服飾雑貨を取り扱っている。

越前屋店舗兼住宅は、桁行8間半、梁間4間、木造2階建、切妻造平入、金属板瓦棒葺で、明治初期に建てられた。齋藤家住宅の慶応元年の家相図にある東側4間分に相当する。1階は店舗として広い土間となっているが、元は東側を通り土間とした1列型である。2階には出格子が良く残っている。主屋の奥には、附属屋が2棟、更に土蔵も2棟と縦に並び、敷地奥行が25間と深い配置となっている【2-2-22】。

このような新町通りと直行して盂蘭盆会の踊会場となる橋本町にも、明治期に建てられた規模の大きな町家建築として、旧廣瀬家住宅がみられる【2-2-23】。桁行9間、梁間4間、木造2階建、金属板瓦棒葺で、間取りは2列前土間2室型である。

郡上踊の背景となる建造物に社寺建築もある。七大縁日の一つである、三十番神祭は8月1日に大乘寺で縁日と踊りを行っていたが、昭和8年からは職人町へ移動し（昭和8年7月30日幹事会記録より）、現在は本町で行われている。大乘寺は、京都身延山の末寺で、日蓮宗である。天正年間に、越前の落武者清水三右衛門尉が中桐に草庵を結び、日蓮宗の信者となった後、京都日蓮宗妙覚寺の末寺となる。慶長8年（1603）遠藤慶隆が帰依し、同年現在地に移った。享保15年（1730）堂宇が焼失、寛保元年（1741）本堂、その他を再建した。現在の本堂は明治35年に建立したもので、山門（鐘楼門）は享和3年（1803）再建大工棟梁大坂町大坪清助の棟札がある、市重要文化財建造物である【2-2-24】。門を入ると正面に三十番神を合祀した鬼子母神堂、右手に本堂がある。七大縁日として境内地で行われている時は、囃子方は山門（鐘楼門）に上がって演奏していた。

また、市街地の西南に位置する郡上八幡駅は、昭和4年に開通した越美南線の駅舎である。昭和5年7月12日幹事会の記録の協議事項の中に、「八幡駅開設ヲ永久ニ記念スルタメ駅踊ヲ



2-2-22 越前屋店舗兼住宅



2-2-23 橋本町の町家（旧廣瀬家住宅）



2-2-24 大乘寺山門（鐘楼門）

創設方相生村中野有志ヨリ池田幹事長迄申込アリタリト報告、協議の上同駅ノ開通ハ昨年暮八日ナリシニ因ミ八月八日ニ今後毎年開クコトニ決定」とあり、駅舎開設を記念して、駅前で郡上踊を行うこととなり、現在も8月8日に踊られている。

郡上八幡駅舎は、木造平屋建、切妻造平入、屋根は金蔵板瓦棒葺で、東面して建つ。東側には切妻妻入の庇が付く。昭和5年には改札側乗降車場を増改築し、同7年に桁行3間、梁間1間の平屋待合室を下り線の乗降車場に新設した。同17年に1番線、2番線を延長し、同19年に跨線橋を新設した。

以上のような歴史的建造物を背景に踊られている踊場には、郡上踊の情緒を演出する行灯、提灯、切子、カンテラといった設えをみることができる【2-26～28】。町並みに施された設えは、時代とともに変化してきたが、過去の記録から、様々ものを取り入れようとしていたことが分かる。昭和4年に踊場装飾の件として、角行灯の借入、張替、点灯準備について、従来は特志者の労力や寄付で行っていたが、支障をきたしてきたので、これを請け負うことについて記述がある。同5年7月4日の幹部会記録では、盂蘭盆4日間の踊場附近の装飾や川面装飾の件が議題に上がり、いずれも商工会長が考慮することを約束している。同6年7月15日の決定事項では、行灯の設置や町内装飾及び宮ヶ瀬橋等へ照明灯を整備することとある。昭和10年6月24日の記録では、「郡上踊リノ時期ニ町内駅ヨリ通り筋今町、新町、裏田、豎町、殿町、正木町、本町等提灯ヲ軒毎ニ出ス様スルコト」とあり、軒先に飾られた提灯は昭和初期からの風情を伝えるものである。

現在でも踊りの主要な場所に切子や大提灯を吊るし、各家の軒先に提灯が掲げられると郡上踊の期間であることが分かる。また、期間中の踊のある日には、吉田川にカンテラが置かれるので、市街地全体で郡上踊の期間を演出している。また、電気地蔵祭には電飾を用い、宗祇水神祭には、連歌を掲示するといった、縁日にちなんだ設えもみられる。



2-2-25 郡上八幡駅前踊



2-2-26 切子



2-2-27 軒先の提灯



2-2-28 吉田川のカンテラ

郡上踊は、7月から9月の2か月間で、およそ30夜踊られる盆踊で、曲は10種ある。近世の城下町の通りで踊られていた盆踊を、大正末期に設立した郡上踊り保存会により、体系化しながら継承してきた。

郡上踊が踊られる町並みは、近世初期に形成された城下町で、その踊り会場となる通りも城下町の町割を継承したものである。町並みを構成する町家群も、近世から建てられていた町家建築や、近代化のなかでも伝統的な町家を建て続けて、今に残っている。

町並みと郡上踊は、ともに近世からの遺産を近代を経てなお、住民たちにより現代まで受け継がれてきたもので、郡上八幡の代表的な夏の風景となっている。

町並みや通り、市街地を流れる吉田川などに施される設えによって、郡上踊が始まるという気持ちの高揚を感じることができる。郡上踊が踊られる夜のまちは、薄明りの町並みで縁日や祭礼が静かに行われると、唄やお囃子にあわせて踊る人の群れによって、一気に喧噪のなかへと誘う、夜の顔をみせる。地元住民だけでなく、踊りに来た市外の人々とともに輪になって踊る一体感は、お囃子と踊と歴史的な町並みが溶け込んで生み出される歴史的風致である。

コラム 昔おどり

踊りが整備される以前は、灯りが消えた暗い街路で、頬かむりをするなどして踊った。踊りの輪は自然発生的に幾つも生まれ、音頭の取り合いなどもみられたという。

昭和57年に郡上踊保存会は、音頭取りによりいくつもの踊りの輪を形成していた昔の風情を残す「昔踊り」を伝える「郡上踊昔の夕べ」を開催した。保存会創立60周年の年から始まり、現在では有志により「むかしをどりの夕べ」が継続して行われている。当初は、八幡町役場前で始まり、年によって会場を移したが、現在では安養寺境内で行われている。



2-2-29 昔おどり

コラム 郡上踊の継承 公民館活動とジュニアクラブ

公民館活動の一つとして、八幡町内にある9館の公民館で、それぞれおはやしクラブとを結成し、保存会から講師を招くなどしながら、唄や演奏、踊の稽古を続けている。郡上踊の季節になると、保存会が演奏する前の前座として踊屋台にあがり、日ごろの練習の成果をみせている。その他、近隣の市町村の夏祭り等で演奏依頼を受けることもあり、その活動の場を広げている。徹夜踊りの4日間の前後である、8月12日と17日は、有志による踊が開催されている。そこでは、保存会からの協力を得ながら、おはやしクラブ会員で全10曲を演奏している。保存会の後進育成のため、小中学生を対象としたクラブとなっている。おはやしクラブと同様、保存会の前座を務めることもあり、また、市外との交流事業として、出演することもある。



2-2-30 おはやしクラブ

コラム 郡上踊の新しい取り組み

大正11年(1922)に郡上踊保存会が発足し、唄や踊、囃子方を整え、日程や踊場の設定などに取り組んできた。昭和30年(1955)に八幡町無形文化財「古調郡上踊」に指定、同33年(1958)に岐阜県無形文化財「郡上踊」に指定された。昭和48年(1973)に「古調郡上踊」が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、平成8年(1996)「郡上踊」が重要無形民俗文化財に指定された。文化財としての保護に努める一方で、平成2年アメリカ合衆国のロスアンゼルスで海外講演を行い、また、ジャズで踊る郡上踊など、郡上踊の新たな楽しみ方として、さまざまな手法に取り組んできた。平成3年には郡上踊400年祭として八幡町をあげて盛大に祝い、昭和20年8月15日、終戦の日の郡上踊の様子を地元の劇団が演じた。平成6年からは、郡上藩主であった青山氏との縁から、郡上おどり in 青山として、東京都港区青山で、郡上踊保存会の演奏で行っている。

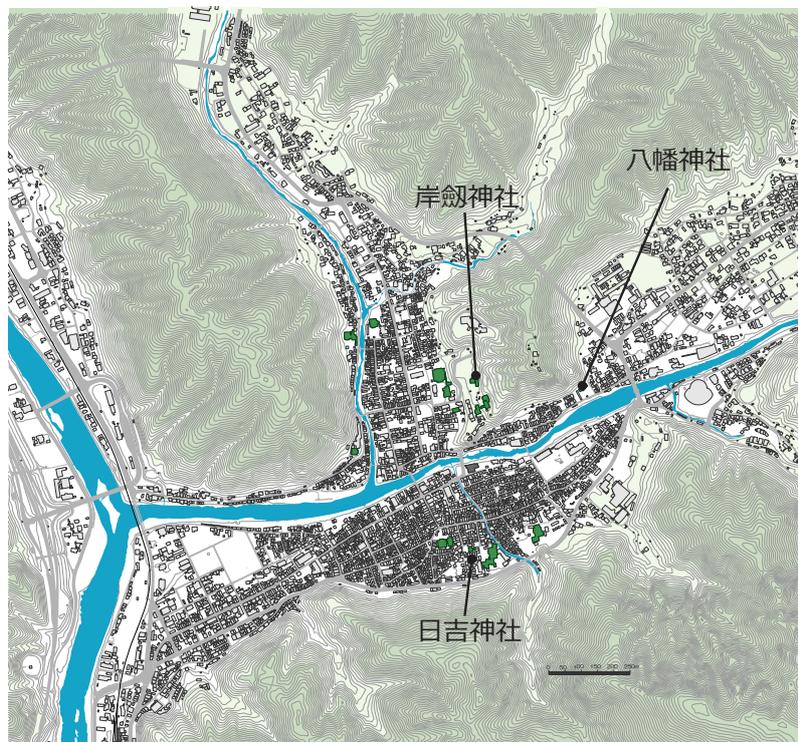


2-2-31 郡上おどり in 青山

3. 城下町の大神楽にみる歴史的風致

郡上八幡市街地に位置する、岸劔神社、日吉神社、八幡神社では、それぞれ大神楽を奉納しており、岸劔神社は北町の城山の中腹にあり、日吉神社は南町の立町の通りから南に折れた辻、八幡神社は北町の八幡城の南に位置する【2-3-1】。昭和48年「岸劔神社の大神楽」、昭和55年「日吉神社大神楽」、平成9年「小野八幡神社祭礼」が、それぞれ県重要無形民俗文化財に指定されている※。

3つの神社では、昭和30年に岸劔神社大神楽奉賛会、昭和48年に日吉神社大神楽芸能保存会、昭和50年に小野八幡神社祭礼運営委員会を発足し、それぞれ大神楽の伝承に取り組んでいる。現在では、いずれも4月の第3土日の春祭りに、城下町郡上八幡の町家群を背景に練り歩き、本楽では3つの大神楽が旧八幡町役場前で合同奉納される【2-3-2、3】。



2-3-1 岸劔神社・日吉神社・八幡神社位置図



2-3-2 大神楽 合同奉納 旧八幡町役場前



2-3-3 大神楽 合同奉納 旧八幡町役場前

※ 神社を示すときは「岸劔神社」「日吉神社」「八幡神社」とし、人々の活動である大神楽をさす時は、文化財名称で表すものとする。